

第135号議案

島根県婦人保護施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

島根県婦人保護施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年島根県条例第73号）の一部を次のように改正する。

第9条第1号中「30歳以上の者であって、」を削り、「もの」を「者」に改める。

附 則

この条例は、平成28年1月1日から施行する。